

審議關係參考資料

目次

1	新しい時代の初等中等教育の在り方について（諮問）	1
2	新しい時代の初等中等教育の在り方について（諮問概要）	6
3	第10期中央教育審議会委員名簿	8
4	第10期中央教育審議会初等中等教育分科会名簿	9
5	初等中等教育分科会における部会の設置について	11
6	第10期中央教育審議会初等中等教育分科会新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会委員名簿	12
7	初等中等教育分科会における検討体制について	13
8	各部会等における検討事項	14
9	新しい時代の初等中等教育の在り方について 中央教育審議会における審議の経過	17
10	関係団体からの意見聴取の概要	21
11	「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申素案）に関する意見募集の結果について	22
12	全国の学校教育関係者のみなさんへのメッセージ	27

31文科初第49号

中央教育審議会

次に掲げる事項について，別添理由を添えて諮問します。

新しい時代の初等中等教育の在り方について

平成31年4月17日

文 部 科 学 大 臣 柴 山 昌 彦

(理由)

今世紀は、新しい知識・情報・技術が社会のあらゆる領域での活動の基盤となっている知識基盤社会と言われており、人工知能 (AI)、ビッグデータ、Internet of Things (IoT)、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会の在り方そのものが現在とは「非連続的」と言えるほど劇的に変わるとされる Society 5.0 時代の到来が予想されています。

このような急激な社会的な変化が進む中で、子供たちが変化を前向きに受け止め、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手として、予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成することが求められており、それに対応し、学校教育も変化していかなければなりません。

我が国の学校教育の現状に目を向けると、経済協力開発機構 (OECD) の学習到達度調査 (PISA2015) において世界トップレベルの学力水準を維持するとともに、全国学力・学習状況調査においても、成績下位の都道府県の平均正答率と全国の平均正答率との差が縮小するなど学力の全体的な底上げが確実に進んでいます。このように、子供たちの知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」とそれを支える明治以来 150 年に及ぶ教科教育等に関する蓄積は、全体としては着実に成果を挙げてきています。一方、基礎学力の育成に関して見ると、子供たちの語彙力や読解力については、課題も指摘されているところです。

また、高等学校の多様化が進む中で、一部の高等学校では、大学や産業界等との連携の下で様々な教育が展開されていたり、地域社会の課題解決に大きく貢献する活動が実践されていたりする等、先進的な取組が進められています。一方、高校生の学校外での学習時間の減少や学習意欲の乏しい生徒の顕在化に加え、高校生の約 7 割が通う普通科の中には、生徒が身に付けるべき力やそのために学習すべき内容を明確に示すことができず、大学入学者選抜等の影響と相まって、いわゆる文系・理系の科目のうち大学受験に最低限必要な科目以外について生徒が真剣に学ぶ動機を低下させている状況が見られるなど、Society 5.0 時代に活躍できる人材の育成の観点から大きな課題があります。

こうした状況を踏まえ、次代を切り拓く子供たちには、文章を正確に理解する読解力、教科固有の見方・考え方を働かせて自分の頭で考えて表現する力、情報や情報手段を主体的に選択し活用していくために必要な情報活用能力、対話や協働を通じて知識やアイデアを共有し新しい解や納得解を生み出す力などが必要であり、平成 28 年 12 月の中央教育審議会の答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」を受けて改訂された学習指導要領の下で、それらの力を着実に育んでいくことが必要です。

さらに、いじめの重大事態や児童虐待相談対応件数が過去最多となるなど、児童生徒の生命・身体の安全確保に関して深刻な課題が生じています。また、障害のある児童生徒、不登校児童生徒、外国人児童生徒など特別な配慮を要する児童生徒も増加し

ており、誰一人置き去りにしない教育を実現するため、これらの児童生徒等への支援体制を整えていくことが求められています。

子供たちに実際に教育を行う教師の状況に目を転じると、我が国の質の高い学校教育は、高い意欲や能力を持った教師の努力により支えられている一方、平成28年度の教員勤務実態調査によれば、我が国の教師は、平均すると小学校では月約59時間、中学校では月約81時間の時間外勤務をしていると推計され、教師の長時間勤務の実態は深刻です。教師の採用選考試験の競争率の減少も顕著であり、特に小学校では平成12年度には12.5倍だった倍率が平成29年度には3.5倍となっています。志高く能力のある人材が教師の道を選び、我が国の学校教育がさらに充実・発展するためにも、学校における働き方改革を進め、教職の魅力を高めることの必要性は待ったなしの状況です。

また、これからの時代の学校は、教師を支援し教育の質を高めるツールとして情報通信技術（ICT）やAI等の先端技術を活用することにより、地理的制約を超えて多様な他者と協働的に学ぶことを可能としていくことや、一人一人の能力、適性等に応じた学び、子供たちの意欲を高めやりたいことを深められる学びを提供していくことが可能となります。しかしながら、学校のICT環境は脆弱であり、地域間格差も大きいなど危機的な状況となっており、学校における先端技術の効果的な活用に向け、ICT環境の整備を着実に進めていく必要があります。

さらに、Society 5.0時代の教師には、ICT活用指導力を含む子供たちの学びの変化に応じた資質・能力が求められます。社会人など多様な人材を活用することにより、多様性があり、変化にも柔軟に対応できる教師集団を形成していくことが必要となるほか、教師や事務職員、様々な専門スタッフ、多様な背景を持つ外部人材が、地域住民等とも連携・協力しながらチームとして学校運営を推進していくことが重要です。4月から開始された新たな教職課程においては、こうした状況を踏まえて学生に対する指導を充実させるとともに、その改善を図ることが必要です。

こうした状況に加え、我が国では、人口減少、少子高齢化、過疎化の進展により、一市町村一小学校一中学校等という市町村が232団体（13.3%）あるなど、児童生徒数の減少に伴う教育環境の変化に対応する必要があります。

以上に挙げたような、今後の社会状況の変化を見据え、初等中等教育の現状及び課題を踏まえ、これからの初等中等教育の在り方について総合的に検討するため、「新しい時代の初等中等教育の在り方」について諮問を行うものであります。

具体的には、Society 5.0時代の到来に向けて、第3期教育振興基本計画（平成30年6月15日閣議決定）、学校における働き方改革に関する総合的な方策に係る本年1月の中央教育審議会答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体

制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」や、教育再生実行会議において同月に取りまとめ公表された第11次提言中間報告及びその後の検討状況も踏まえ、以下の事項を中心に御審議をお願いします。

第一に、新時代に対応した義務教育の在り方についてです。具体的には、以下の事項などについて御検討をお願いします。

- 義務教育、とりわけ小学校において、基礎的読解力などの基盤的な学力の確実な定着に向けた方策
- 義務教育9年間を見通した児童生徒の発達の段階に応じた学級担任制と教科担任制の在り方や、習熟度別指導の在り方など今後の指導体制の在り方
- 教科担任制の導入や先端技術の活用など多様な指導形態・方法を踏まえた、年間授業時数や標準的な授業時間等の在り方を含む教育課程の在り方
- 特定分野に特異な才能を持つ者や障害のある者を含む特別な配慮を要する児童生徒に対する指導及び支援の在り方など、児童生徒一人一人の能力、適性等に応じた指導の在り方

第二に、新時代に対応した高等学校教育の在り方についてです。具体的には、以下の事項などについて御検討をお願いします。

- 生徒の学習意欲を喚起し能力を最大限伸ばすための普通科改革など学科の在り方
- いわゆる文系・理系の類型にかかわらず学習指導要領に定められた様々な科目をバランスよく学ぶことや、STEAM教育^{*}の推進
- 時代の変化・役割の変化に応じた定時制・通信制課程の在り方
- 地域社会や高等教育機関との協働による教育の在り方
- 特定分野に特異な才能を持つ者や障害のある者を含む特別な配慮を要する生徒に対する指導及び支援の在り方など、生徒一人一人の能力、適性等に応じた指導の在り方

第三に、増加する外国人児童生徒等への教育の在り方についてです。具体的には、以下の事項などについて御検討をお願いします。

- 外国人児童生徒等の就学機会の確保
- 外国人児童生徒等の進学・就学継続のための教育相談等の包括的支援の在り方

^{*} Science, Technology, Engineering, Art, Mathematics 等の各教科での学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育

- 公立学校における外国人児童生徒等に対する指導体制の確保，指導力の向上
- 日本の生活や文化に関する教育，母語の指導，異文化理解や多文化共生の考え方に基づく教育の在り方

第四に，これからの時代に応じた教師の在り方や教育環境の整備等についてであります。具体的には，以下の事項などについて御検討をお願いします。

- これからの時代において児童生徒等に求められる資質・能力を育成することができる教師の在り方
- 新学習指導要領に示された児童生徒の発達の段階に応じた学習内容や指導の在り方を踏まえ，義務教育9年間で学級担任制を重視する段階と教科担任制を重視する段階に捉え直すことのできる教職員配置や教員免許制度の在り方
- 質の高い教師を確保し，資質向上を図るための養成・免許・採用・研修・勤務環境・人事計画等の在り方
- 免許更新講習と研修等の位置付けの在り方などを含めた教員免許更新制の実質化
- 学校以外で勤務してきた経歴や専門的な知識・技能を有する者など，多様な背景を持つ人材によって教職員組織を構成できるようにするための免許制度や教員の養成・採用・研修・勤務環境の在り方
- 学校や大学を取り巻く環境変化に対応する教員養成課程の在り方
- 特別な配慮を要する児童生徒等への指導など，特定の課題に関する教師の専門性向上のための仕組みの構築
- 幼児教育の無償化を踏まえた幼児教育の質の向上
- 義務教育をすべての児童生徒等に実質的に保障するための方策
- いじめの重大事態，虐待事案等に適切に対応するための方策
- 児童生徒の減少による学校の小規模化を踏まえた自治体間の連携や小学校と中学校の連携等を含めた学校運営の在り方
- これらを踏まえたチーム学校の実現等に向けた教職員や専門的人材の配置，教師を支援し教育の質を高める ICT 環境や先端技術の活用を含む条件整備の在り方

以上が当面，御審議をお願いしたい事項ではありますが，これらに関連する事項を含めて，新しい時代の初等中等教育の在り方について，幅広く御検討いただくようお願いいたします。なお，これらの課題は広範多岐にわたることから，審議の状況に応じ，審議の区切りがついた事項から逐次答申していただくことも御検討いただきますようお願いいたします。

現在の学校教育の成果の例

- OECD・PISA2015で15歳の子供たちは、数学的リテラシーや科学的リテラシーがOECD加盟国中1位など、世界トップレベルの学力水準
- 全国学力・学習状況調査において、成績下位の都道府県の平均正答率と全国の平均正答率との差が縮小するなど学力の全体的な底上げが確実に進展
- 高等学校の多様化が進み、大学や産業界等との連携の下で様々な教育や、地域社会の課題解決に大きく貢献する活動が展開

知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」は学力水準を高め、社会性を育ててきた。それを支えてきたのは、子供達の教育に志を持つ教師の献身的な取組である。

社会の急激な変化とともに、次のような課題も顕在化

- 児童生徒の語彙力や読解力に課題
- 高校生の学習時間減少や学習意欲の希薄化
- 大学受験に最低限必要な科目以外を真剣に学ぶ動機の低下
- いじめの重大事態や児童虐待相談対応件数が過去最多、障害のある児童生徒、不登校児童生徒、外国人児童生徒等の増加
- 教師は小学校月約59時間、中学校月約81時間の時間外勤務（平成28年度の教員勤務実態調査）
- 教師の採用選考試験の競争率の減少、とりわけ小学校採用試験の倍率の急落
[12.5倍（平成12年度）→3.5倍（平成29年度）]
- 学校のICT環境は脆弱であり、地域間格差も大きいなど危機的な状況
- 人口減少、少子高齢化の進展により、一市町村一小学校一中学校等の自治体が増加

Society5.0時代の教育・学校・教師の在り方

- Society5.0時代には、①読解力や情報活用能力、②教科固有の見方・考え方を働かせて自分の頭で考えて表現する力、③対話や協働を通じて知識やアイデアを共有し新しい解や納得解を生み出す力等が必要
- 教師を支援するツールとして先端技術を活用し、①地理的制約を超えた多様な他者との協働的な学び、②一人一人の能力、適性等に応じた学び、③子供たちの意欲を高めやりたいことを深められる学びを実現
- 子供たちの学びの変化に応じた資質・能力を有する教師、多様性があり、変化にも柔軟に対応できる教師集団
- 「チームとしての学校」の推進

Society5.0時代の到来を見据え、初等中等教育の現状及び課題を踏まえ、

これからの初等中等教育の在り方について総合的に検討

新学習指導要領の実施

学校における働き方改革

中央教育審議会において審議をお願いしたい事項

1. 新時代に対応した義務教育の在り方

- 基礎的読解力などの基盤的な学力の確実な定着に向けた方策
- 義務教育9年間を見通した児童生徒の発達の段階に応じた学級担任制と教科担任制の在り方や、習熟度別指導の在り方など今後の指導体制の在り方
- 年間授業時数や標準的な授業時間等の在り方を含む教育課程の在り方
- 障害のある者を含む特別な配慮を要する児童生徒に対する指導及び支援の在り方など、児童生徒一人一人の能力、適性等に応じた指導の在り方 等

2. 新時代に対応した高等学校教育の在り方

- 普通科改革など各学科の在り方
- 文系・理系にかかわらず様々な科目を学ぶことや、STEAM教育の推進
- 時代の変化・役割の変化に応じた定時制・通信制課程の在り方
- 地域社会や高等教育機関との協働による教育の在り方 等

3. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方

- 外国人児童生徒等の就学機会の確保、教育相談等の包括的支援の在り方
- 公立学校における外国人児童生徒等に対する指導体制の確保
- 日本の生活や文化に関する教育、母語の指導、異文化理解や多文化共生の考え方に基づく教育の在り方 等

4. これからの時代に応じた教師の在り方や教育環境の整備等

- 児童生徒等に求められる資質・能力を育成することができる教師の在り方
- 義務教育9年間を学級担任制を重視する段階と教科担任制を重視する段階に捉え直すことのできる教職員配置や教員免許制度の在り方
- 教員養成・免許・採用・研修・勤務環境・人事計画等の在り方
- 免許更新講習と研修等の位置付けの在り方など教員免許更新制の実質化
- 多様な背景を持つ人材によって教職員組織を構成できるようにするための免許制度や教員の養成・採用・研修・勤務環境の在り方
- 特別な配慮を要する児童生徒等への指導など特定の課題に関する教師の専門性向上のための仕組みの構築
- 幼児教育の無償化を踏まえた幼児教育の質の向上
- 義務教育をすべての児童生徒等に実質的に保障するための方策
- いじめの重大事態、虐待事案に適切に対応するための方策
- 学校の小規模化を踏まえた自治体間の連携等を含めた学校運営の在り方
- 教職員や専門的人材の配置、ICT環境や先端技術の活用を含む条件整備の在り方 等

第10期中央教育審議会委員

平成31年2月15日発令

(50音順)

会 長	渡邊光一郎	第一生命ホールディングス株式会社代表取締役会長 一般社団法人日本経済団体連合会副会長
副会長	永田 恭介	筑波大学長
副会長	天笠 茂	千葉大学特任教授
	明石 要一	千葉敬愛短期大学学長、千葉大学名誉教授
	荒瀬 克己	関西国際大学学長補佐・基盤教育機構教授
	有信 睦弘	東京大学未来ビジョン研究センター特任教授、 東京大学大学執行役・副学長
	今村 久美	認定特定非営利活動法人カタリバ代表理事
	牛尾奈緒美	明治大学情報コミュニケーション学部教授
	加治佐哲也	兵庫教育大学長
	亀山 郁夫	名古屋外国語大学長
	菊川 律子	前放送大学福岡学習センター所長、九州電力株式会社取締役
	木場 弘子	フリーキャスター、千葉大学客員教授
	清原 慶子	杏林大学客員教授、ルーテル学院大学学事顧問・客員教授 前東京都三鷹市長
	小林いずみ	公益社団法人経済同友会副代表幹事、ANA ホールディングス 株式会社取締役、三井物産株式会社取締役、株式会社みずほ ホールディングス取締役
	今野 享子	気仙沼市立気仙沼中学校長
	志賀 俊之	株式会社 INCJ 代表取締役会長 (CEO)
	竹中 ナミ	社会福祉法人プロップ・ステーション理事長
	中野 留美	岡山県浅口市教育委員会教育長
	西橋 瑞穂	鹿児島県立甲南高等学校長
	萩原なつ子	認定特定非営利活動法人日本 NPO センター代表理事、立教大学 社会学部教授
	橋本 幸三	京都府教育委員会教育長
	長谷川敦弥	株式会社 LITALICO 代表取締役社長
	東川 勝哉	公益社団法人日本 PTA 全国協議会顧問
	日比谷潤子	学校法人聖心女子学院常務理事
	堀田 龍也	東北大学大学院情報科学研究科教授
	道永 麻里	公益財団法人日本学校保健会副会長
	村岡 嗣政	山口県知事
	村田 治	関西学院大学長、学校法人関西学院副理事長
	吉岡 知哉	独立行政法人日本学生支援機構理事長

計 29名 (※答申時)

第10期中央教育審議会 初等中等教育分科会委員

(50音順)

◎：部会長

○：副部会長

(委員) 12名

○天 笠 茂	千葉大学特任教授
◎荒 瀬 克 己	関西国際大学学長補佐・基盤教育機構教授
○加治佐 哲 也	兵庫教育大学学長
清 原 慶 子	杏林大学客員教授、ルーテル学院大学学事顧問・客員教授、 前東京都三鷹市長
今 野 享 子	宮城県気仙沼市立気仙沼中学校長
竹 中 ナ ミ	社会福祉法人プロップ・ステーション理事長
西 橋 瑞 穂	鹿児島県立甲南高等学校長
橋 本 幸 三	京都府教育委員会教育長
長谷川 敦 弥	株式会社LITALICO代表取締役社長
東 川 勝 哉	公益社団法人日本PTA全国協議会顧問
堀 田 龍 也	東北大学大学院情報科学研究科教授
道 永 麻 里	公益財団法人日本学校保健会副会長、前日本医師会常任理事

(臨時委員) 23名

市 川 伸 一	帝京平成大学特任教授、東京大学客員教授
市 川 裕 二	東京都立あきる野学園校長、全国特別支援学校長会会長
岩 本 悠	一般財団法人地域・教育魅力化プラットフォーム代表理事、 島根県教育魅力化特命官
小 川 正 人	放送大学特任教授、東京大学名誉教授
梶 田 叡 一	桃山学院教育大学学長、学校法人聖ウルスラ学院理事長
岸 田 ひろ実	一般社団法人日本ユニバーサルマナー協会理事
喜 名 朝 博	東京都江東区立明治小学校統括校長、全国連合小学校長会会長
坂 越 正 樹	広島文化学園大学・短期大学学長
貞 広 斎 子	千葉大学教育学部教授
篠 原 文 也	政治解説者、ジャーナリスト
田 中 雅 道	光明幼稚園長、公益財団全日本私立幼稚園幼児教育研究機構 専務理事
角 田 浩 子	リクルート進学総研「キャリアガイダンス」編集顧問
鶴 羽 佳 子	株式会社オフィス鶴羽代表取締役
戸ヶ崎 勤	埼玉県戸田市教育委員会教育長
奈 須 正 裕	上智大学総合人間科学部教授
萩 原 聡	東京都立西高等学校校長、全国高等学校長協会会長

二見吉康	広島県安芸太田町教育委員会教育長、全国町村教育長会会長
牧野光朗	前長野県飯田市長
三田村裕	東京都八王子市立第七中学校校長、全日本中学校長会会長
八並光俊	東京理科大学大学院理学研究科教授、日本生徒指導学会会長
吉田晋	学校法人富士見丘学園理事長、富士見丘中学高等学校長、 日本私立中学高等学校連合会会長
若江眞紀	株式会社キャリアリンク代表取締役
渡邊正樹	東京学芸大学教職大学院教授

(専門委員) 3名

相原康伸	日本労働組合総連合会事務局長
川田琢之	筑波大学ビジネスサイエンス系教授
善積康子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社、 政策研究事業本部 研究開発第1部 主席研究員

計 38名 (※答申時)

初等中等教育分科会における部会の設置について

平成十三年四月十九日
初等中等教育分科会
平成十五年五月二十六日改正
平成十五年十月十六日改正
平成二十三年九月六日改正
平成二十五年四月三日改正
平成二十六年八月六日改正
平成二十七年二月二十五日改正
平成二十七年十月十九日改正
平成二十九年三月六日改正
平成二十九年六月二十七日改正
平成三十一年二月二十日改正
令和元年五月八日改正

中央教育審議会令（平成十二年六月七日政令第二百八十号）第六条、中央教育審議会運営規則（平成三十一年二月二十日中央教育審議会決定）第四条及び初等中等教育分科会運営規則（平成三十一年二月二十日初等中等教育分科会決定）第二条に基づき、初等中等教育分科会に次の部会を設置する。

- 1 教育課程部会
（所掌事務）
初等中等教育の教育課程に関する重要事項を調査審議すること。
- 2 教員養成部会
（所掌事務）
 - ① 教育職員の養成並びに資質の保持及び向上に関する重要事項を調査審議すること。
 - ① 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の規定に基づき中央教育審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
- 3 新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会
（所掌事務）
新しい時代の初等中等教育の在り方に関する重要事項を調査審議すること。

第10期中央教育審議会 初等中等教育分科会
新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会委員

(50音順)

◎：部会長

○：副部会長

(委員) 12名

○天 笠 茂	千葉大学特任教授
◎荒 瀬 克己	関西国際大学学長補佐・基盤教育機構教授
今 村 久美	認定特定非営利活動法人カタリバ代表理事
○加治佐 哲也	兵庫教育大学長
清 原 慶子	杏林大学客員教授、ルーテル学院大学学事顧問・客員教授、 前東京都三鷹市長
小 林 いずみ	公益社団法人経済同友会副代表幹事、ANA ホールディングス 株式会社取締役、三井物産株式会社取締役、株式会社みずほ ホールディングス取締役
今 野 享子	宮城県気仙沼市立気仙沼中学校長
竹 中 ナミ	社会福祉法人プロップ・ステーション理事長
橋 本 幸三	京都府教育委員会教育長
長谷川 敦弥	株式会社LITALICO代表取締役社長
東 川 勝哉	公益社団法人日本PTA全国協議会顧問
堀 田 龍也	東北大学大学院情報科学研究科教授

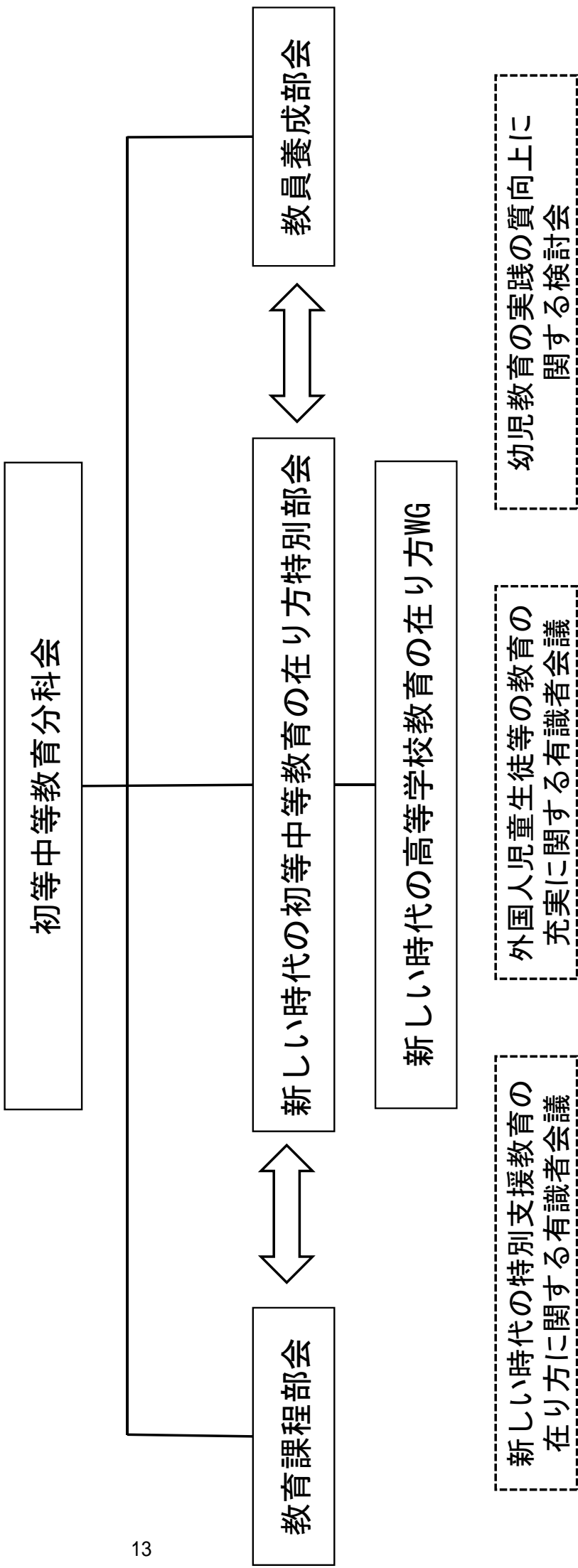
(臨時委員) 16名

東 重 満	学校法人東学園美晴幼稚園園長
石 橋 恵二	武蔵野東小学校中学校統括校長、武蔵野東小学校校長
小 川 正人	放送大学特任教授、東京大学名誉教授
香 山 真一	岡山県青少年教育センター閑谷学校所長
貞 広 斎子	千葉大学教育学部教授
神 野 元基	株式会社COMPASS ファウンダー
田 村 康二朗	東京都立光明学園統括校長
浜 田 麻里	京都教育大学教授
二 見 吉康	広島県安芸太田町教育委員会教育長、全国町村教育長会会長
松 尾 弘子	兵庫県姫路市立白鳥小学校校長
毛 利 靖	茨城県つくば市立みどりの学園義務教育学校校長
森 山 賢一	玉川大学大学院教育学研究科・教育学部 教授
山 中 ともえ	東京都調布市立飛田給小学校長、 前全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会会長
吉 田 信解	埼玉県本庄市長、全国市長会社会文教委員会委員長
吉 田 晋	学校法人富士見丘学園理事長、富士見丘中学高等学校長、 日本私立中学高等学校連合会会長
若 江 眞紀	株式会社キャリアリンク代表取締役

計 28名 (※答申時)

初等中等教育分科会における検討体制について

- 新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会において、諮問事項全体について横断的に議論。
- 特別部会の議論を踏まえ、分科会において審議の上、各部会における具体的な検討事項を整理。
- 分科会の整理に基づき、各部会等において更に審議。教育課程部会、教員養成部会等の審議結果を特別部会に報告の上、横断的に議論。
- 分科会は、特別部会の報告を踏まえ、とりまとめを行う。



各部会等における検討事項 (諮問事項から整理)

新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会

<諮問事項第一関係>

- 義務教育，とりわけ小学校において，基礎的読解力などの基盤的な学力の確実な定着に向けた方策
- 義務教育9年間を見通した児童生徒の発達段階に応じた学級担任制と教科担任制の在り方や，習熟度別指導の在り方など今後の指導体制の在り方

<諮問事項第四関係>

- これからの時代において児童生徒等に求められる資質・能力を育成することができる教師の在り方
- 新学習指導要領に示された児童生徒の発達段階に応じた学習内容や指導の在り方を踏まえ，義務教育9年間で学級担任制を重視する段階と教科担任制を重視する段階に捉え直すことのできる教職員配置や教員免許制度の在り方
- 義務教育をすべての児童生徒等に実質的に保障するための方策
- いじめの重大事態，虐待事案等に適切に対応するための方策
- 児童生徒の減少による学校の小規模化を踏まえた自治体間の連携や小学校と中学校の連携等を含めた学校運営の在り方
- これらを踏まえたチーム学校の実現等に向けた教職員や専門的人材の配置，教師を支援し教育の質を高める ICT 環境や先端技術の活用を含む条件整備の在り方

<その他>

- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた今後の学校教育の在り方

教育課程部会

<諮問事項第一関係>

- 義務教育，とりわけ小学校において，基礎的読解力などの基盤的な学力の確実な定着に向けた方策
- 義務教育9年間を見通した児童生徒の発達段階に応じた学級担任制と教科担任制の在り方や，習熟度別指導の在り方など今後の指導体制の在り方
- 教科担任制の導入や先端技術の活用など多様な指導形態・方法を踏まえた，年間授業時数や標準的な授業時間等の在り方を含む教育課程の在り方
- 特定分野に特異な才能を持つ者や障害のある者を含む特別な配慮を要する児童生徒に対する指導及び支援の在り方など，児童生徒一人一人の能力，適性等に応じた指導の在り方

<諮問事項第二関係>

- いわゆる文系・理系の類型にかかわらず学習指導要領に定められた様々な科目をバランスよく学ぶことや、STEAM 教育の推進

教員養成部会

<諮問事項第四関係>

- これからの時代において児童生徒等に求められる資質・能力を育成することができる教師の在り方
- 新学習指導要領に示された児童生徒の発達段階に応じた学習内容や指導の在り方を踏まえ、義務教育 9 年間で学級担任制を重視する段階と教科担任制を重視する段階に捉え直すことのできる教職員配置や教員免許制度の在り方
- 質の高い教師を確保し、資質向上を図るための養成・免許・採用・研修・勤務環境・人事計画等の在り方
- 免許更新講習と研修等の位置付けの在り方などを含めた教員免許更新制の実質化
- 学校以外で勤務してきた経歴や専門的な知識・技能を有する者など、多様な背景を持つ人材によって教職員組織を構成できるようにするための免許制度や教員の養成・採用・研修・勤務環境の在り方
- 学校や大学を取り巻く環境変化に対応する教員養成課程の在り方

新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ

<諮問事項第二関係>

- 生徒の学習意欲を喚起し能力を最大限伸ばすための普通科改革など学科の在り方
- 時代の変化・役割の変化に応じた定時制・通信制課程の在り方
- 地域社会や高等教育機関との協働による教育の在り方

新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議

<諮問事項第一関係>

- 特定分野に特異な才能を持つ者や障害のある者を含む特別な配慮を要する児童生徒に対する指導及び支援の在り方など、児童生徒一人一人の能力、適性等に応じた指導の在り方

<諮問事項第二関係>

- 特定分野に特異な才能を持つ者や障害のある者を含む特別な配慮を要する生徒に対する指導及び支援の在り方など、児童生徒一人一人の能力、適性等に応じた指導の在り方

<諮問事項第四関係>

- 特別な配慮を要する児童生徒等への指導など、特定の課題に関する教師の専門性向上のための仕組みの構築

外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議

<諮問事項第三関係>

- 外国人児童生徒等の就学機会の確保
- 外国人児童生徒等の進学・就学継続のための教育相談等の包括的支援の在り方
- 公立学校における外国人児童生徒等に対する指導体制の確保，指導力の向上
- 日本の生活や文化に関する教育，母語の指導，異文化理解や多文化共生の考え方に基づく教育の在り方

幼児教育の実践の質向上に関する検討会

<諮問事項第四関係>

- 幼児教育の無償化を踏まえた幼児教育の質の向上

新しい時代の初等中等教育の在り方について 中央教育審議会における審議の経過

＜第 123 回中央教育審議会総会 平成 31 年 4 月 17 日（水）15:00～17:00＞

- 新しい時代の初等中等教育の在り方について（諮問）

＜第 122 回初等中等教育分科会 令和元年 5 月 8 日（水）10:00～12:00＞

- 新しい時代の初等中等教育の在り方について自由討議

＜第 1 回新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会

令和元年 6 月 27 日（木）9:30～12:30＞

- 部会長の選任等、部会運営規則等の制定について
- 新しい時代の初等中等教育の在り方について自由討議

＜第 2 回新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会

令和元年 7 月 24 日（水）9:30～12:30＞

※教育課程部会、教員養成部会と合同開催

- 教科担任制について、先行事例として、松尾委員（兵庫県姫路市立白鳥小学校校長）、兵庫県香美町教育委員会及び横浜市教育委員会からヒアリングを実施のうえ議論
- 先端技術を活用した教育の在り方について、先行事例として、神野委員（株式会社 COMPASS 代表取締役 CEO）及び毛利委員（つくば市立みどりの学園義務教育学校校長）からヒアリングを実施のうえ議論

＜第 3 回新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会

令和元年 9 月 4 日（水）14:00～17:00＞

- 第 2 回の議論を踏まえ、ICT 環境や先端技術を効果的に活用した教育の在り方について、堀田委員（東北大学大学院情報科学研究科教授）からヒアリングを実施のうえ議論
- 義務教育 9 年間を見通した小学校における教科担任制の在り方などその他の論点について議論

＜第 123 回初等中等教育分科会 令和元年 10 月 4 日（金）13:00～16:00＞

- 特別部会における検討状況につき事務局より報告、意見交換

＜第 4 回新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会

令和元年 10 月 25 日（金）14:00～17:00＞

- 関係部会等から検討状況を報告、議論（教育課程部会、教員養成部会、新しい時代の高等学校の在り方ワーキンググループ、新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議、幼児教育の実践の質向上に関する検討会）
- 論点とりまとめについて審議

＜第 5 回新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会

令和元年 11 月 21 日（木）14:00～17:00＞

- 関係部会等から検討状況を報告、議論（教育課程部会、教員養成部会、外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議）
- 論点取りまとめ

＜第 124 回初等中等教育分科会 令和元年 12 月 13 日（金）15:00～17:00＞

- 特別部会の論点取りまとめについて報告、審議

＜第 124 回中央教育審議会総会 令和 2 年 1 月 24 日（金）16:00～18:00＞

- 「新しい時代の初等中等教育の在り方 論点取りまとめ」について報告、審議

＜第 6 回新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会

令和 2 年 2 月 21 日（金）10:00～12:00＞

- 1 人 1 台コンピュータ環境における教師の在り方や果たすべき役割、指導体制の在り方や教師の ICT 活用指導力の向上方策について議論
- 小学校高学年の教科担任制実施に係る教員配置や教員定数の確保の在り方について議論

＜第 125 回初等中等教育分科会・第 7 回新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会合同会議

令和 2 年 4 月 27 日（月）14:00～15:00＞

- 全国の学校教育関係者のみなさんへのメッセージについて議論

＜第 8 回新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会

令和 2 年 5 月 26 日（火）10:00～12:30＞

- 新型コロナウイルス感染症対策に係る対応等について報告、議論
- 関係部会等から検討状況を報告、議論（外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議、幼児教育の実践の質向上に関する検討会）

＜第 9 回新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会

令和 2 年 6 月 11 日（木）9:30～12:00＞

- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた今後の学校教育の在り方等について議論
- いじめ・不登校・児童虐待への対応策の充実について議論

＜第 10 回新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会

令和 2 年 6 月 18 日（木）10:00～12:30＞

- 小学校高学年の教科担任制実施に係る教員配置や教員定数の確保の在り方について議論
- 人口動態等を踏まえた学校運営や学校施設等の在り方について、大阪府高石市、株式会社フラインコラボレート研究所からヒアリングを実施のうえ議論
- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた今後の学校教育の在り方等について議論

＜第 126 回初等中等教育分科会 令和 2 年 7 月 2 日（木）15:00～17:00＞

- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた今後の学校教育の在り方等について議論

＜第 11 回新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会

令和 2 年 7 月 17 日（金）14:30～17:30＞

- 関係部会等から検討状況を報告、議論（教育課程部会、教員養成部会、新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ、新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議）
- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた今後の学校教育の在り方等について議論

＜第 12 回新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会

令和 2 年 8 月 20 日（木）14:00～17:00＞

- 関係部会等から検討状況を報告、議論（デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議）
- 不登校児童生徒等への支援に係るオンライン授業の取組について、福岡県福岡市教育委員会からヒアリングを実施のうえ議論
- 中間まとめ（骨子案）について審議

＜第 13 回新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会

令和 2 年 9 月 11 日（金）10:00～12:00＞

- 関係部会等から検討状況を報告、議論（教育課程部会、全国的な学力調査の CBT 化検討ワーキンググループ、魅力ある学校づくり検討チーム、教育再生実行会議）
- 中間まとめ（素案）について審議

＜第 127 回初等中等教育分科会 令和 2 年 9 月 28 日（月）10:00～12:00＞

- 中間まとめ（案）について審議

令和 2 年 10 月 7 日（水）中央教育審議会初等中等教育分科会

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して

～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～

（中間まとめ） 公表

＜第 14 回新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会

令和 2 年 10 月 15 日（木）10:50～12:00＞

- 中間まとめについて、指定都市教育委員会協議会、中核市教育長会、全国町村教育長会からヒアリングを実施のうえ議論

＜第 125 回中央教育審議会総会 令和 2 年 10 月 16 日（金）13:00～15:00＞

- 中間まとめについて報告、審議

＜第 15 回新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会

令和 2 年 10 月 22 日（木）14:30～16:05＞

- 中間まとめについて、全国知事会、全日本教職員連盟、日本高等学校教職員組合、全国教育管理職員団体協議会からヒアリングを実施のうえ議論

＜第 16 回新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会

令和 2 年 10 月 28 日（水）10:00～12:00/14:00～16:00＞

- 中間まとめについて、全国都道府県教育委員会連合会、全国市町村教育委員会連合会、全国都市教育長協議会、公益社団法人日本 PTA 全国協議会、一般社団法人全国高等学校 PTA 連合会、全国国公立幼稚園・こども園長会、全日本私立幼稚園連合会、日本私立小学校連合会、日本私立中学高等学校連合会、全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会、全国特別支援学校長会からヒアリングを実施のうえ議論

＜第 17 回新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会

令和 2 年 10 月 29 日（木）10:00～12:00/14:00～16:00＞

- 中間まとめについて、日本教職員組合、全国公立小中学校事務職員研究会、全国連合小学校長会、全日本中学校長会、全国高等学校長協会、全国市長会、全国町村会、日本教育大学協会、日本教職大学院協会、全日本教職員組合からヒアリングを実施のうえ議論

＜第 18 回新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会

令和 2 年 11 月 13 日（金）14:00～17:00＞

- 新たな学びの実現に向けた ICT の活用について、堀田委員（東北大学大学院情報科学研究科教授）、白水国立教育政策研究所総括研究官からヒアリングを実施のうえ議論
- 関係部会等からの検討状況を報告、議論（教育課程部会、新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ、新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議）
- 答申（素案）について審議

＜第 128 回初等中等教育分科会 令和 2 年 12 月 4 日（金）15:00～17:30＞

- 答申（素案）について審議

＜第 126 回中央教育審議会総会 令和 2 年 12 月 25 日（金）10:00～12:00＞

- 答申（素案）について報告、審議

＜第 129 回初等中等教育分科会・第 19 回新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会合同会議

令和 3 年 1 月 14 日（木）14:30～16:30＞

- 関係部会等からの検討状況を報告、議論（デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議、新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議、教員養成部会、教育課程部会）
- 答申（案）について審議

＜第 127 回中央教育審議会総会 令和 3 年 1 月 26 日（火）15:00～17:00＞

- 答申（案）について報告、審議

令和 3 年 1 月 26 日（火）

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して

～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～

（答申）

関係団体からの意見聴取の概要

第14回新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会 <関係団体ヒアリング >
(令和2年10月15日(木)10:50~12:00)

- ・指定都市教育委員会協議会
- ・全国町村教育長会
- ・中核市教育長会

第15回新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会 <関係団体ヒアリング >
(令和2年10月22日(木)14:30~16:00)

- ・全国知事会
- ・全日本教職員連盟
- ・日本高等学校教職員組合
- ・全国教育管理職員団体協議会

第16回新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会 <関係団体ヒアリング >
(令和2年10月28日(水)10:00~12:00/14:00~16:00)

- ・全国都道府県教育委員会連合会
- ・全国市町村教育委員会連合会
- ・全国都市教育長協議会
- ・公益社団法人日本PTA全国協議会
- ・一般社団法人全国高等学校PTA連合会
- ・全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会
- ・全国国公立幼稚園・こども園長会
- ・全日本私立幼稚園連合会
- ・日本私立小学校連合会
- ・日本私立中学高等学校連合会
- ・全国特別支援学校長会

第17回新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会 <関係団体ヒアリング >
(令和2年10月29日(木)10:00~12:00/14:00~16:00)

- ・日本教職員組合
- ・全国公立小中学校事務職員研究会
- ・全国連合小学校長会
- ・全日本中学校長会
- ・全国高等学校長協会
- ・全国市長会
- ・全国町村会
- ・日本教育大学協会
- ・日本教職大学院協会
- ・全日本教職員組合

以下団体からは、書面にて御意見をいただいた。

- ・全国公立高等学校事務職員協会
- ・全国公立学校事務長会
- ・全国養護教諭連絡協議会
- ・公益社団法人全国学校栄養士協議会
- ・公益社団法人日本教育会
- ・全国特別支援教育推進連盟
- ・一般社団法人日本発達障害ネットワーク
- ・日本障害フォーラム
- ・全国へき地教育研究連盟
- ・公益社団法人全国幼児教育研究協会
- ・一般社団法人日本教育情報化振興会
- ・一般社団法人日本経済団体連合会
- ・公益社団法人経済同友会
- ・日本商工会議所
- ・日本労働組合総連合会
- ・一般社団法人日本臨床心理士会

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申素案）」に関する意見募集の結果について

1. 実施概要

- (1) 実施期間：令和2年12月4日（金）～令和2年12月21日（月）
- (2) 総意見数：907件

2. 主な意見

※1つの意見を分けて記載している場合や同内容の意見を集約している場合がある。

第I部 総論

- 様々な課題に取り組む教師が疲弊していて、「国において抜本的な対応を行うことなく日本型学校教育を維持していくことは困難である」というのはその通りである。抜本的に行うのであれば、教師を増やす必要がある。
- 学校における働き方改革を着実に進めていくことが、子供と向き合う時間や授業時間の確保等に不可欠である。教師一人当たりの持ち授業時数の削減や部活動改革、国等による調査・報告の削減をはじめとする、抜本的な業務削減が必要。
- 学校現場・教職員がその力を存分に発揮できるよう、既存の業務等を精選・縮減・重点化するとともに、教職員定数の改善などを国が十分に支援することが重要。
- 新型コロナウイルス感染症が収束した後であっても、教室環境の整備を行うことが重要。フィジカルディスタンスを確保するためにも、小学校だけでなく中学校も含め、1クラス当たりの人数を減らす必要がある。30人以下学級を早急に導入する必要があるのではないか。
- ICTの活用を「個に応じた指導」に限定するのではなく、お互いを認めあう人間関係の構築の体験・学習の場としての「協働的な学び」においても、集団における合意形成をしていくためのネットワークとして捉え、活用していくことが必要ではないか。
- 高校生における「1人1台端末」について、様々な実態を踏まえて早急に整備する必要がある。また、GIGAスクール構想において、ソフトウェアや保守・機器更新に係る費用、光熱費についても予算化するとともに、家庭における通信環境

についても、社会インフラとして、自治体単位で環境整備を進める必要があるのではないか。

- 1人1台端末の整備に当たっては、「デジタル・シティズンシップ教育」を推進し、批判的デジタル・リテラシーを育む必要がある。
- デジタル・トランスフォーメーション加速の必要が叫ばれる中、学校教育の在り方を検討するに当たっては、教育に格差を生じさせないために、デジタル・インクルージョンの視点が重要。これからの時代を生きる子どもたちには、ICTを活用する力が不可欠であるが、現実には家庭にある設備など、家庭環境による格差は非常に大きい。公教育で一定の質の設備の中、知識や活用方法などを身に付けていくことは、子供たちがより良く生きていく上でとても重要である。
- 「正解主義」や「同調圧力」への偏りから脱却し、子供たち一人一人の多様性と向き合いながら学びを進める視点が重要であり、その基盤として、「子どもの権利条約」を学校教育の中に根付かせていく必要がある。

第Ⅱ部 各論

1. 幼児教育の質の向上について

- 幼児教育には幼児教育の意義があるので、小学校教育に縛られることのないような配慮が必要。子供の自主性・主体性を尊重し、お互いを認めて尊重し合う素地を育てるべき。

2. 9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について

- 「特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する教育」について、「2E(Twice-Exceptional)」という文言が用いられているところ、2Eはギフテッドと発達障害の両方の特性を持つことを示す用語であり、ギフテッドについての言及がないにも関わらず、2Eのみに言及があるのは違和感がある。ギフテッドという用語を明記する必要があるのではないか。
- ICTの導入を踏まえ、標準授業時数等の枠組みを超えた柔軟なカリキュラム編成が可能となるよう、裁量の幅を広げる必要がある。
- 小学校高学年からの教科担任制の導入は、複数の教師で指導に当たることによる学びへの多様なアプローチや、教師の働き方改革の視点から大変意義がある。導入に当たっては、授業の質の向上のみならず、子供たちが安心した環境で学ぶことができることを前提とし、教員配置を含む環境整備に加え、柔軟な実施を可

能とする等の工夫が必要ではないか。

- 中学校の教師が小学校での指導を行う場合、指導学年が多くなることで、教材研究や準備に時間がかかることを踏まえ、部活動顧問や一人当たりの持ち授業時数等が考慮される必要がある。

3. 新時代に対応した高等学校教育等の在り方について

- 高等学校は、中学校を卒業した大部分の生徒が進学する教育機関であることから、入学者選抜において「適格者主義」に立たないことを周知徹底すべきではないか。
- 「普通教育を主とする学科」の置かれている状況やミッションは、地域により千差万別であるところ、それぞれの特性に応じた個性化、魅力化ができるよう支援してほしい。また、スクール・ミッションの再定義やスクール・ポリシーの策定、新たな学科を設置することが、学力による序列化及びその固定化につながることをないようにしてほしい。
- 定時制・通信制課程は、かつての「勤労青年」を対象とした課程ではなく、外国につながる生徒や特別な支援を必要とする生徒が多く在籍することを踏まえて、多様な生徒や学習ニーズに応え、きめ細かな対応ができる教育条件整備が必要である。

4. 新時代の特別支援教育の在り方について

- 「通常の学級に特別支援学級の児童生徒の副次的な籍を導入し、学級活動や給食等については原則共に行う」ことについて、学級活動や給食を含め、一日を通して特別支援学級で過ごすことが必要な子供たちもいると考えられるため、実態に応じて柔軟に取り組むことができるようにすべきではないか。
- 特別支援学校の教育環境を改善するためには設置基準の策定は急務である。
- 学校施設のバリアフリー化については、自然災害等が発生した際に、特別支援学校が避難所となる可能性も踏まえ、取組を進めるべきである。

5. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方について

- 日本語指導担当教員の配置に加え、初期支援教室の更なる充実や、日本語指導補助者・母語支援員の配置等、外国人児童生徒が安心できる環境づくりを早急に進める必要がある。また、児童生徒のとりまく環境を理解し、「チーム学校」によ

る学校全体で体制を構築するには、支援体制を構築するコーディネーターの存在が必要。

- ヘイトスピーチ等、様々な人権問題が発生していることを踏まえると、学校や地域での人権教育の推進が必要。

6. 遠隔・オンライン教育を含む ICT を活用した学びの在り方について

- 学習における ICT の活用は、子供たちが様々な課題を追究し、調べたり、まとめたり、発表したりする際の「ツール」として有意義なものである。また、離れていても ICT を活用することで授業が展開できる等の利点もある。
- 現役の教職員の ICT に関する知識・技術は個人差が大きいところ、GIGA スクール構想で配備される機器の有効活用に向けては研修が必要であるとともに、ICT 支援員等の人材確保も進めていくべき。
- 学習履歴（スタディ・ログ）などの教育データの蓄積・分析・利活用は、個人情報保護や情報セキュリティに配慮しつつ、慎重に行うべき。

7. 新時代の学びを支える環境整備について

- 少人数学級の実現は、一人一人が大切にされる、行き届いた教育の実現に不可欠。
- 少人数による学級編成や小学校における教科担任制の導入に当たっては、定数改善が前提で行われるとともに、教師一人当たりの授業時間数を設定することが必要ではないか。

8. 人口動態等を踏まえた学校運営や学校施設の在り方について

- 小規模校の子供たちにとってよりよい教育条件の整備を最優先に行い、学校の存続の是非については地域住民や保護者から丁寧に意見を聞きとり、拙速な判断を行うことのないようにすることが必要。
- 人口減少地域も含めた全ての地域で少人数での行き届いた教育を保障するため、教職員配置を含めた環境整備を優先して進めるべきである。

9. Society5.0 時代における教師及び教職員組織の在り方について

- 令和時代の学校教育に必要な教師としての専門性の向上に向け、土日・夜間の開講や、テレビ会議システムでの履修を可能にするなど、現役の教師や社会人等

が働きながら学ぶことができる教職大学院にしていくことが必要。

- 教員免許更新制によって、教師の多忙感が増大し、負担が大きくなっている。働き方改革、人材確保の観点から、受講期間の弾力化、法定研修との一体化のみならず、廃止を含め、制度の見直しを検討すべきでないか。

その他

- 表題について、今後の教育の在り方に対する答申として、「令和」と限定せず、未来を見据えた表題とすべきではないか。

全国の学校教育関係者のみなさんへ

令和2年4月30日

中央教育審議会 初等中等教育分科会
新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会

新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになった方々に心から哀悼の意を表します。そして、り患され、現在も治療生活を余儀なくされている皆様、感染拡大の影響を受け、生活や事業において多大な困難に直面されている皆様に心からお見舞い申し上げます。

国民の命を守るため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止が我が国の最重要課題となり、4月16日には緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大され、一層の行動自粛や自制が求められています。この前例のない状況の中で、子供たちの学習機会の保障や心のケアなどに取り組んでおられる全国の学校現場の教職員の皆様、保護者の皆様、学校を支える地域の皆様、そして教育委員会や学校法人など学校の設置者の皆様に対し、心よりの敬意と感謝をお伝えします。

子供たちが予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を育むために学校教育は不可欠であり、子供たちの学びを止めるわけにはいきません。このことを踏まえ、臨時休業等により学校に登校できない子供たちへの支援と学校再開後の在り方について、私たち中央教育審議会初等中等教育分科会、及び新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会委員は、文部科学省をはじめとする関係行政機関を含む全国の学校教育関係者に対し、下記の3点を申し述べます。

1. 多様な手段による子供の状況把握、学びの保障、心のケアなどの対応
2. 文部科学省による教育現場への徹底した支援
3. 子供たちの学び合う場の確保

1. 多様な手段による子供の状況把握、学びの保障、心のケアなどの対応

新型コロナウイルス感染症のまん延により、学校現場の教職員の皆様には通常と異なる対応が求められ、負担が増しているものと思います。教職員の皆様におかれては、御自身の安全と健康に十分御留意くださるようお願いいたします。臨時休業等になったことにより、子供たち、保護者、地域の方々にとって、社会のセーフティーネットとしての役割をも果たしている学校という存在の持つ役割や意義の大きさ、教職員の日頃の取組の重要性が改めて浮き彫りになったと認識しています。

特に、子供たちの学びの保障や、心のケアを含む心身の健康保持については、格差の拡大を防ぐという観点を含め、学校への期待は大きいものがあります。このため学校においては、感染防止に配慮しつつ、電子メール、ホームページ等の ICT や電話、郵便等のあらゆる手段を活用して、できる限り子供たちや保護者とつながることを意識していただくようお願いいたします。また、特別な配慮を必要とする子供を含めた全ての子供たちの状況について把握等をする際には、平常時のルールや考え、対応に固執することなく、学校現場における創意工夫をこらして、学校や家庭の ICT 機器の活用や家庭と地域の連携を含む様々な対応を行っていただくようお願いいたします。

更に、感染者等に対する偏見や差別の防止、学校再開後を見据えた授業の質や量の確保のための指導計画の見直しや、学校再開後も含む継続的な心のケアもお願いいたします。

言うまでもなく、子供たちの学びの保障や心のケアは、現場の教職員の誠実で懸命な努力に支えられています。学校の設置者におかれましては、厳しい状況の中、日々、学校現場で奮闘している教職員の安全・健康を守っていただくとともに、学校現場における取組を後押ししていただくようお願いいたします。

2. 文部科学省による教育現場への徹底した支援

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う全国的な臨時休業の状況は、前例がない事態であり、子供たちや保護者をはじめ、教職員も様々な不安を抱いてい

と思います。また、子供たちの学びの保障等に関し、最前線に対応している教職員への負担も大きいと考えます。文部科学省におかれては、「子供の学び応援サイト」の開設など学習支援の取組を行っていますが、このような状況が長期化する可能性も想定しつつ、子供たちが学びを継続でき、それぞれ着実に進級・卒業と次のステップに進むことができるよう、入試の在り方も含め、学校現場の声を聴き、そのニーズをしっかりと受け止め、子供たちや保護者、教職員に寄り添った徹底的な支援を行うことが必要です。そのため、学校の設置者や関係団体と密に連携を図り、各地域の状況を把握し、適時適切な情報提供や相談体制の構築にとどまらず、学校現場における創意工夫が進むよう、制度の柔軟な運用・改訂や必要十分な財政措置を含め思い切った対応を行うことを文部科学省に求めます。

特に、前例がない事態からの学校再開に向けては、子供たちや保護者の不安に向き合い、安全・安心を確保する観点から、学校健診に必要な資材（マスク・手袋等）の用意を含め、学校における感染防止を徹底するための環境の整備を進めるとともに、正に「社会総がかり」で子供たちの学びの回復支援を図る必要があります。そのために、地域の実情に応じつつ、学校現場や各地域の創意工夫による取組を可能とするため人的・物的両面から大胆な財政支援策を講じることで、国として子供たちの学びを確実に保障する毅然とした姿勢を示していただくことを期待します。

3. 子供たちの学び合う場の確保

今般のように臨時休業等により子供たちが学校に登校できないという特殊な状況下では、子供たちの学びを少しでも保障するため、自宅学習を含め ICT を活用することは有効な手段です。このため、「GIGA スクール構想」を加速し、子供たちが ICT を活用して学べる環境を整備するとともに、いかなる場合にあっても子供たちの学習や心のサポートができるよう、学校の ICT 環境の抜本的な充実と教職員の ICT 活用能力の向上、更に踏み込んで家庭の ICT 環境の充実を支援することが不可欠です。そのために、文部科学省は関係省庁

とも緊密に連携して、大胆な支援策を早急に講じることが必要です。

一方、ICT 環境が整備された場合にも、教師の対面による指導は不可欠であり、学校という場や教職員が必要でなくなるということは、決してありません。教師は子供たちを支える伴走者です。学校は学びの場であるとともに、人と安全・安心につながることができる居場所です。また、学校教育とは単に授業により知識を学ぶだけではなく、学校という場や地域社会で様々な集団活動を行い、多様な他者と関わりとともに文化や社会と対話することを通じて人を育てる営みであり、人との関わり合いや対話などじかに触れ合うことでしか得られない様々な気づきが人を育てる面があることに留意することが必要です。

さらに、AI 技術が高度に発達する Society5.0 時代にこそ、教師による対面指導や子供同士による学び合い、地域社会での多様な学習体験の重要性がより一層高まっていくものであり、そのため、教師には、先端技術を活用しながら、子供たちに対話的、協働的な学びを実現し、多様な他者と共に問題の発見や解決に挑む資質・能力を育成することが求められると考えます。

こうしたことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症の収束後の学校教育においても、不登校や特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残さない個別最適化された学びの実現のため、各自治体において ICT の整備を確実に進めていただくとともに、チーム学校の観点から教職員のみならず様々な専門職の学校のサポーターが学校を支えるなどの指導体制の充実を図り、子供たちの学び合う場を確保することが重要であることを、全国の教育関係者と共有し、私たちも議論していきたいと考えます。